

“Eco-life”, new values in modern lifestyles

特集 「エコライフ」という生活者価値

● 生活者にとっての「エコライフ」とは

「エコライフ」と社会をめぐる生活者価値

小澤 紀美子

究極の「エコライフ」を追求する

『日本型産業文明』を国家目標に
橋爪 大三郎

エコライフのエネルギー面での意義と

その推進のための情報の必要性

水野 稔

対談

無意識に「エコライフ」をするのが真の「エコライフ」

久野 武 × 真名子 敦司

「エコライフ」と社会をめぐる生活者価値

小澤 紀美子 *Written by Kimiko Kozawa*

はじめに

戦後、日本人は豊かな生活を求め、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式を疑問もなくつくりあげてきた。そうした過程で、とめどもなくモノの消費に偏ってつくりだされた欲望の呪縛の中で、モノに囲まれた生活が豊かであると思ひこんではいけないだろうか。

今日の環境問題は、私たちが便利で豊かな生活を追い求めて、資源やエネルギーを大量に消費する生活様式をつくりあげてきたことによる。その豊かさや便利さを当たり前のように感じて、さらに便利さや豊かさを享受しようとしている。こうした高度な消費生活や活発な生産活動が、地球上の多くの貴重な資源やエネルギーを消費し、多くの不要物や汚染物を排出し、人類の生存基盤である環境に多大な負荷を与え、さまざまな環境問題を引き起こして

いる。そのことに気づかない人も多く、気づいていても実際の行動が伴っていない場合も多くみられる。

二一世紀は、環境や資源の制約を前提として持続可能な社会づくりをめざすことが求められている。二〇世紀の文明は、物質的豊かさや引き換えに、膨大なエネルギーや資源を浪費し、「外なる自然」破壊としての地球環境問題を引き起こした。そうした地球環境の悪化は、次世代にツケを残しているだけでなく、「内なる自然」破壊としての人間性の解体をももたらしたのではないだろうか。日本の近代化はこの二つの自然破壊に拍車をかけたといえるであろう。

大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルが豊かさの象徴であった時代は終わったのである。平成一四年度の環境白書が動き始めた持続可能な社会づくり」と、その副題に示しているが、持続可能な社会の実現には、現在の社会経済活動やライフスタイルそしてそれを支える社会システムを根本的に見直すとともに、暮らしを担う人々がライフスタイルを変革し、自律的に生活価値を構築していく主体者であることが求められている。

「節約型」から「連携型」への生活価値

一九九二年、ブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議」(地球サミット)で採択された「アジェンダ21」では、貧困、消費、人口、健康、居住、意思決定など、あらゆる分野の行動計画が示された。特に、このアジェンダ21の第四章では、消費形態の変革が目標として提唱されている。

その中の「持続可能な消費形態の変革を奨励する国内施策及び戦略の策定」では、エネルギー及び資源の利用の効率化、廃棄物発生の抑制、個人や家庭の環境上適切な商品購入の支援、政府の購入によるリーダーシップ、環境上適正な価格決定、持続可能な消費活動を支援する価値観の強化、の六項目が行動目標として提言されている。

しかし、世論調査や自治体が実施している調査によると、地球環境温暖化防止のキャンペーンの広がりとともに、身近な都市・生活型公害問題から地球環境問題に至るまで、市民の環境問題への関心は高まってきているが、日本人の環境問題への対応は関心や知識を得るだけにとどまっており、「持続可能な生活様式や消費様式」の変革のための行動や参加までにはなっていない、といえる。

具体的に世論調査をみると、内閣府「循環型社会の形成に関する世論調査」平成一三年(「こみ問題」に関する関心は非常に高く、九割近い人が関心を示しているが、「非常に関心がある三・八パーセント+ある程度関心がある五八パーセント」)その実行度は低い(「いつも、こみを少なくする配慮やリサイクルを実行している」人は一四・四パーセントである)。「こみ問題の原因は、大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式にある」とする人や、「使い捨て製品が身の周りに多すぎる」とする人が多く、自発的に、あるいは協働して使い捨て社会から脱却するように働きかける行動は少ない。

OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本

OECDの日本
OECDの日本



OECDの日本
OECDの日本

さらに日本人とドイツ人の環境に関する知識レベルの比較では、環境トピックに関する日本人の自己評価による認識率が三十一パーセントで、ドイツ人の三十三・五パーセントと比べると、驚くべき差として指摘されている。

一般的に日本人の環境問題への関心は、エネルギー節約、生活排水、こみ、使い捨て商品など目に見える問題に集中し、「節約型」の実践が多い。また環境保全のための実際の行動では、自治体主催の町の美化運動や海や川の清掃・美化運動への参加が中心で、自己の消費行動を環境配慮型に変革するにいたらず、社会システム変革や根本的な解決に迫る意識や行動をとる人は少ないのではないだろうか。

多くの方が、環境先進国であるドイツに視察にいくが、なぜ、個人の行動を一步進めて、さまざまな主体と連携して協働にまで発展させていけないのだろうか。

例えば、温暖化防止などの地球環境問題解決のために、「住民のライフスタイルの変革の契機を求める一方法として、『環境家計簿』がある。環境家計簿は一九八〇年に盛岡通(大阪大学大学院工学研究科教授)などが提唱したのが始まりであるが、²⁾一九九七年の京都議定書による温室効果ガス削減の目標が設定されてから、環



境家計簿でも二酸化炭素削減に重きを置くものが増えてきている。一九九六年から発行されている環境庁の環境家計簿は、各家庭で一年間に二酸化炭素排出量を一〇パーセント減らすことを目標とすることを呼びかけている。

環境庁によれば、環境家計簿の目的は、「二酸化炭素の排出量を減らす行動を実践することにより、地球温暖化を防止するとともに、他の環境問題の解決にも貢献し、なおかつ家計の節約にも

結びつけること」と、その目的を「環境教育」及び「消費者教育」ととらえている。環境家計簿運動の推進にもかかわらず、現実に環境家計簿をつけている国民は四パーセントに留まっているという報告もある(「環境にやさしいライフスタイル実態調査報告書」)。

提唱者である盛岡教授は、「家計簿」という名称を抽象的に使用し、家計を記録するものではないとしている。つまり、「人間の生活が環境にかかわる様子を環境依存と定義し、貸し方と借り方を区別して、金銭、消費時間、空間、人付き合いなどのやりとりを記入する」としてはじまっているのである。さらにその目的として「環境への依存関係の認識、成果積み直しの課題の洗い出し、環境とのかかわりの共通認識の形成、生活行動の手段の設定、実践活動による成果の認識」の五点を挙げている。環境家計簿を通しての環境診断はあくまでも出発点であり、住民が個人的生活行為を見直し、環境を良くする行動を重ねても、地域の基盤整備や環境管理の主体、つまり行政の環境管理計画との連携をしていかなければならないのではないだろうか。

したがって、「エコライフ」の実践には、家庭内の節約型行動にとどまらず、行政計画への批判的分析も行い、行政計画や政策決定過程に対するポリティカル・リテラシーを生活者の資質としてもたなければ、住民参加による環境改善や保全活動も限定的で発展性が得られないことになり、行政プロセスに継続されていかなないことになる。

「市民力(Citizenship)」 育成としての環境学習

環境教育の重要性が指摘されてはいるが、単に意識を啓発するだけにとどまるのではなく、行動実践に結びつき、社会システムの変革にいたるような教育が求められているといえる。さらに環境教育は、国際的な議論の動向では、持続可能性のための教育³⁾として



議論されてきている。

一九九二年のリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議では、「アジェンダ 21」持続可能な開発のための行動計画²¹」が採択された。その第三章「教育、意識啓発及び訓練の推進」は、持続可能な開発のための教育にあてられている。ここでは次のような認識が表明されている。「教育は持続可能な開発を推進し、環境と開発の問題に対処する市民の能力を高める上で重要である。…(中略) 持続可能な開発と調和した『環境及び道徳上の意識』、『価値観や態度』、『技術や行動』を成し遂げ、かつ意思決定に際して、効果的な市民の参加を得る上で重要となる。教育が効果的なものとなるためには、環境と開発に関する教育が物理的、生物学的、社会

経済的な環境と、人類(精神的な面を含む)の発展の両面の変遷過程を扱い、これらがあらゆる分野で一体化され、伝達手段として公式、非公式な方法及び効果的な手段が用いられるべきである」というように、教育の果たす役割が明文化されている。

一方、教育についての議論は十分とはいえないということでも、一九九七年、ギリシャのテサロニケにおいて、国際会議「環境と社会…持続可能性のための教育及び意識啓発」が開催され、「テサロニケ宣言」が出された。その第一〇項目「持続可能性に向けた教育の全体的変革は、全ての国における全段階のフォーマル・ノンフォーマル・インフォーマル教育を含むものである。持続可能性の概念は単に環境だけではなく、貧困、人口、健康、食料の確保、民主主義、人権や平和を全て包括する。持続可能性とは、究極的には文化的多様性や伝統的知識を重んじる道徳的・倫理的義務である」とあるように、環境と持続可能性のための教育の重要性が唱えられている。そして、この第一一項目では、環境教育は今日までトピシ環境政府間会議(一九七七年)の勧告の枠内で発展し、進化し、アジェンダ 21²¹や他の主要な国連会議で議論されるようなグローバルな問題を取り上げてきており、持続可能性のための教育として扱われ続けてきたので、環境教育を「環境と持続可能性のための教育」と表現してもかまわない、とされている。

「ごみ問題」においても、「混ぜればごみ分ければ資源」を合い言葉に、熱心に多くの方がリサイクルに取り組んできたが、ごみの排出量には追いつかず、リサイクル実行者とそうでない者との不公平感も大きい。また処理システムが自治体によって異なり、また経済メカニズムの中で外国への取引が増えるなど、状況の変化を見極めて行動することも困難になってきている。

日本では、衛生的に処理することや最終埋め立て地の確保に主眼をおいて焼却処理が進められ、また行政サービスとして実施されてきたごみ行政によって、国民にごみは無料という意識と行動が定着してきた。人々にはごみ処理が税金によってまかなわれているという意識が薄く、事業者も処理は行政が行うという枠組みができ

「エコライフ」という生活者価値

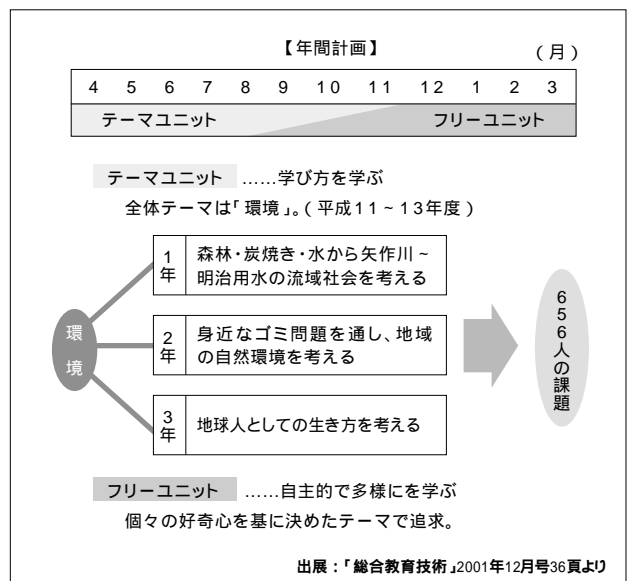
あがっている。焼却は貴重な資源を無駄にするという意識からリサイクルが行われているのではないだろうか。人々の努力にもかかわらず、新たな容器包装材が出てくるなど、どこまで実施すれば循環型社会が構築できるのか、その見通しすら見えてこないのが実状ではないだろうか。

まずは、排出されるごみを減量化すること、つまり発生抑制が第一の課題である。さらにごみとなるモノを生産したり流通段階で使用したりするのであれば、それなりの費用負担を行うことである。つまり負担を公平化する、あるいは受益者負担の原則の仕組みをつくること、「ごみ問題」解決の最も基本である。

市民の方から環境やごみ問題に関する意見を聴く場に参加した場合、一般的に若い方の参加がほとんど期待できないことが多いのであるが、ある自治体では、高校生が参加して意見を述べていた。「ごみの処理の仕方や行方がわからない」、「最終処分地の問題や費用負担も含めて、正確な情報を得ることが必要ではないか」という意見が述べられていた。妥当な意見である。行政では広報を行っているのであるが、無関心層に届くまでには大変な努力が必要である。しかし、若い方にも危機意識が芽生え始めてきているのであるから、情報を一方的に流すのではなく、若い方、あるいは市民で関心のある方、事業者にも参加してもらい、情報の共有化を図っていくことも重要ではないだろうか。

つまり「エコライフ」は、市民、行政、事業者のパートナーシップが大きなのであるから、生活価値としての共同性に目覚め、さまざまなセクターとの協働が有効に働く仕組みづくりの学習が必要ではないだろうか。

参画することにより、環境や社会との関係に気づくことで新しい視野が広がり、展望がひらけること、現状の課題や問題をよりよい方向に変えていくための目標やビジョンを共有することで実現に向けた展望がひらけること、新しい人間関係が構築できること、共有できるパブリックバリュー（公共の利益・価値）が形成されること、が重要な段階にあるのではないだろうか。³⁾



地域を見つめた循環型社会づくりのカリキュラム
- 愛知県安城市立安城西中学校の例 -

しかし、明治期以来の、依らしむべし、知らしむべからずの国の姿勢が、行政に任せておけばうまくいき、国民としての主権や主体性を放棄させ、批判力をも失わせ、「おまかせ」型の住民を育ててきたのではないだろうか。

二〇〇〇年二月に閣議決定された新「環境基本計画」は、「持続可能な社会を構築するためには、政策決定過程に国民の意見を反映させることが重要であり、そのための適切な機会を設けることに留意する必要がある」としているが、与えられた場に参加して意見表明するだけでなく、意思決定過程に主体的に取り組みむことが求められている。

ローヤル・ハートが「社会発展への最も確かな道は、環境の管理について理解と関心をもち、民主的なコミニティづくり積極的に参画し活動する市民を育てること」⁴⁾と述べるように、子どもも大人も、あらゆる年齢層や主体が共に参画し、自覚的に協働してい



くための資質が求められている。

単なる環境教育ではなく、主体的に行動できる市民力(Citizenship)の育成が求められている、といえよう。

二〇〇三年七月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(以下「環境の保全活動・環境教育推進法」と略)が制定されたことは、日本の環境教育の推進の新たな幕開けといえる。この法の第三条の「基本理念において」において「持続可能な社会の構築のために社会を構成する多様な主体がそれぞれ適切な役割を果たすこととなるように」環境保全活動や環境教育が行われなければならない、とされている。

「環境の保全活動・環境教育推進法」の意義は、人間がつくった社会や地域は人間が解決していかねばならず、持続可能な社会経済システムを構築・維持できる人づくりこそ環境の保全や環境教育の究極の目的で

あり、単に環境を「守る」だけでなく、「より良い環境づくりの創造的な活動に主体的に参画し、環境への責任ある態度や行動をとれる」市民育成に向けて英知を結集していかねばならない、ことにある。

こうした法律を基本枠組みとして、多様な主体の協働・パートナーシップにより、人間と環境とのかかわりについての自然認識、科学認識、社会認識を統合し、地球市民としての価値観・倫理観をもち、自ら責任ある行動をもってライフスタイルを変革し、持続可能な社会の創造に自発的に参画できる市民としての役割を果たしていかねばならないことが期待されている。

参考文献

- (1) OECD編「環境省総合環境政策局環境計画課監訳」『OECDレポート 日本の環境政策』中 法規出版、二〇〇二
- (2) 盛岡通 身近な環境づくり 環境家計簿と環境カルテ『日本評論社』一九八六
- (3) 浅海義治 参加を変える。学びで変える。『公園緑地』Vol.65 No.1、二〇〇四
- (4) ロジャー・ハート(木下勇・田中治彦・南博文監修)『IPA日本支部訳』『子どもの参画』崩文社、二〇〇〇

小澤 紀美子(こざわ・きみこ)

東京学芸大学教授、工学博士。北海道生まれ。『JEFJ(Japan Environmental Education Forum)理事。株式会社日立製作所システム開発研究所を経て現職。現在、中央環境審議会委員、社会資本整備審議会委員などを務める。主な著書は、『生涯学習としての環境教育』(国土社)、『まちは子どものワンダーランド』(国土社)、『まちワーク：家庭&まちづくり総合学習』(国土社)、『環境教育指導事典』(国土社)など。